

1ヶ月の利用料金は、加算分含めた該当する下記のサービス費の1ヶ月分の合計金額になります。

地域区分	七級地	10.21
------	-----	-------

令和7年1月改定分

要介護度	1日の単位数			1ヶ月（30日）又は1日の概算金額					
				1割負担		2割負担		3割負担	
基本料金	要介護1	5,446	単位	5,560	円	11,121	円	16,681	円
	要介護2	9,720	単位	9,924	円	19,848	円	29,772	円
	要介護3	16,140	単位	16,479	円	32,958	円	49,437	円
	要介護4	20,417	単位	20,846	円	41,692	円	62,537	円
	要介護5	24,692	単位	25,211	円	50,421	円	75,632	円
通所介護等利用サービスの調整減算（1日につき）	要介護1	▲ 62	単位	▲ 63	円	▲ 129	円	▲ 395	円
	要介護2	▲ 111	単位	▲ 113	円	▲ 231	円	▲ 708	円
	要介護3	▲ 184	単位	▲ 188	円	▲ 384	円	▲ 1,176	円
	要介護4	▲ 233	単位	▲ 238	円	▲ 486	円	▲ 1,489	円
	要介護5	▲ 281	単位	▲ 287	円	▲ 586	円	▲ 1,795	円
同一建物減算（一月ごとに）	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対し、サービスする場合に減算する。								
		▲ 600	単位	▲ 613	円	▲ 1,225	円	▲ 1,838	円
	②事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合に減算する。								
		▲ 900	単位	▲ 919	円	▲ 1,838	円	▲ 2,757	円
初期加算	1日につき（入居後30日間のみ）	30	単位	31	円/1日	62	円/1日	92	円/1日
	小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の利用者負担があります。 30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。								
サービス提供体制加算（Ⅱ）	支援、介護共に/月	640	単位	654	円	1,307	円	1,961	円
	介護サービスを提供する事業所の介護従事者（職員）の専門性やキャリアを評価するもので、要件を満たした場合								
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	支援、介護共に/月	1,200	単位	1,225	円	2,450	円	3,676	円
	利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り適切に連携するための体制整備について積極的に取り組みをおこなう場合								
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数×22,4％								
介護職員特定処遇改善加（Ⅱ）	算定しません								
介護職員等ベースアップ等支援加算									